和束町人権教育・啓発推進計画
（第２次）

和　　束　　町

ご あ い さ つ

本町では、これまで、個人の尊厳と人権が守られ、豊かで人間性あふれる地域社会をつくることを目指して、人権に関する施策の充実を町政の重点課題に位置づけるとともに、人権教育･啓発の基本的方針として、2000年(平成12年)8月に「人権教育のための国連10年和束町行動計画」を、2006年(平成18年)8月に「和束町人権教育･啓発推進計画」を策定し、人権問題の解決に向けて取り組んでまいりました。

しかしながら、依然として、私たちの周りには同和問題や女性、子ども、高齢者、障がいのある人、外国人、患者等の人権などさまざまな人権問題が存在しております。また、近年、いわゆるヘイトスピーチの問題や、インターネットによる差別的な書き込みなど、人権問題は多様化、複雑化しており、今後も引き続き、一層の取り組みが重要であると考えております。

このため、「和束町人権教育・啓発推進計画」を継承･発展させ、引き続き総合的･計画的に進めることができるよう、この度「和束町人権教育・啓発推進計画(第2次)」を策定いたしました。

今後は、この計画に従って、人権という普遍的な文化が根付いた平和で明るい社会の実現に向け、人権教育・啓発に関する施策を推進してまいりますので、町民の皆様の一層のご理解とご協力をいただきますようお願い致します。

結びに、この計画の策定にあたりまして、パブリックコメント等で貴重なご意見をいただきました町民並びに各関係者団体等の皆様に、心から感謝申し上げます。

2017年(平成29年) 3月

和束町長　堀　　忠雄

目　　次

第１章　はじめに……4

１　国際的な人権尊重の流れ……4
２　国内の動向……5
３　和束町の取組状況（和束町人権教育・啓発推進計画の策定）……6

第２章　計画の基本的な考え方……7

１　計画改定の趣旨……7
２　計画の目標及び性格等……8
(1) 計画の目標……8
(2) 計画の性格……8
(3) 計画期間……8
(4) 本計画で用いる「人権教育・啓発」について……8
３　人権教育・啓発の推進に関する基本方針……9

第３章　人権問題の現状等と取組の方向……10

○　同和問題……11
○　女性……12
○　子ども……13
○　高齢者……15
○　障害のある人……16
○　外国人……18
○　ハンセン病・感染症・難病患者等……19
○　犯罪被害者等……21

＜さまざまな人権問題＞……22
○　ホームレス……22
○　性同一性障害、性的指向……22
○　刑を終えて出所した人……23
○　アイヌの人々、婚外子、識字問題……23
○　北朝鮮当局による拉致問題等……23
＜社会情勢の変化等により顕在化している人権にかかわる課題＞……24
○　インターネット社会における人権の尊重……24
○　個人情報の保護……25
○　安心して働ける職場環境の推進……25
○　自殺対策の推進……27

第４章　人権教育・啓発の推進……29

１　あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進……29

(1) 保育園……29
(2) 学校……30
(3) 地域社会……31
(4) 家庭……32
(5) 企業・職場……33
2　人権に特に関係する職業従事者に対する研修等の推進……35
(1) 役場職員……35
(2) 教職員・社会教育関係者……35
(3) 医療関係者……36
(4) 保健福祉関係者……37
3　指導者の養成……37
4　人権教育・啓発資料等の整備……38
5　効果的な手法による人権教育・啓発の実施……38
6　調査・研究成果の活用……38
7　相談機関相互の連携・充実……39

第５章　計画の推進……40

1　計画の推進体制……40
(1) 国、市町村、民間団体等との連携・協働……40

第１章　はじめに

１　国際的な人権尊重の流れ

国際連合（以下「国連」という。）では、1948年(昭和23年)12月10日、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」とする「世界人権宣言※」が採択されました。

その後、国連では、世界人権宣言を具体化するため、「国際人権規約」や「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）※」、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女性差別撤廃条約）※」、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約）※」など、人権に関する数多くの国際規範が採択されてきました。

1994年(平成6年)に人権問題を総合的に調整する国連人権高等弁務官が設置され、2006年(平成18年)には、国連における「人権の主流化」（あらゆる活動の中で、人権を最優先の考慮事項とする考え方）の流れのなかで、新たに国連人権理事会が設置され、各国の人権状況の審査を行うなど、人権と平和が尊重される社会の実現に向けた活動が展開されてきました。

人権教育の推進については、人権に対する世界的な規模での理解を深め、あらゆる国において人権という普遍的な文化を構築することが重要であるという国際的な共通認識のもと、1994年(平成6年)の国連総会で決議された「人権教育のための国連10年」（1995年(平成7年)から2004年(平成16年)まで）の取組により、人権教育推進の方向がつくられ、各国において国内行動計画の策定や人権センターの設立など、さまざまな取組が推進されてきました。

このように、21世紀を「人権の世紀」とするための取組が継続的に推進されてきましたが、現在においてもなお、世界の各地で、人種や民族、宗教などの違い、あるいは政治的対立や経済的利害によって戦争や迫害、差別などが生じ、人権を侵害され、生命の危険にさらされている人々もいるという現状があります。

国連では、2006年(平成18年)に、「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）※」が採択されたほか、「人権教育のための国連10年」終了後も引き続き人権教育を積極的に推進することを目的に、「人権教育のための世界計画※」が採択され、初等中等教育における人権教育に焦点を当てた第1フェーズ行動計画（2005年(平成17年)～2009年(平成21年)）、高等教育における人権教育及びあらゆるレベルの教員、公務員等の人権教育プログラムに焦点を当てた第2フェーズ行動計画（2010年(平成22年)～2014年(平成26年)）に基づく取組が推進され、2015年(平成27年)からは、ジャーナリストやメディア関係者に焦点をあてた第3フェーズ行動計画（2015年(平成27年)～2019年(平成31年)）の取組が進められています。

２　国内及び京都府の動向

我が国においては、今日まで、日本国憲法や教育基本法の精神に基づき、民主的で文化的な国家の建設及び世界平和と人類の福祉の実現に向けて、人権意識の高揚を図る取組が推進されてきました。

さらに、国際社会の一員として、国際人権規約をはじめとした人権関係諸条約を締結するとともに、国連が提唱する「国際婦人年※」、「国際児童年※」、「国際障害者年※」、「国際識字年※」など多くの国際年に取り組み、その趣旨に基づいて障害者差別解消法やヘイトスピーチ対策法等が整備されるなど、基本的人権の尊重と人権意識の高揚を図るための施策が推進されてきました。

特に、我が国固有の人権問題である同和問題については、1965年(昭和40年)の同和対策審議会の答申に基づいて、その解決に向け、1969年(昭和44年)の「同和対策事業特別措置法※」施行以来、3つの特別法に基づき、2002年(平成14年)3月までの33年間にわたって、特別法による対策事業が実施されてきました。

また、女性、障害のある人、外国人等のさまざまな人権問題についても、男女共同参画社会※、ノーマライゼーション※あるいは共生社会※の実現などの理念のもとに、その改善に向けたさまざまな施策が実施されてきています。

しかしながら我が国の人権に関する現状については、国連の自由権規約委員会をはじめとした関係機関から、同和問題や女性、外国人等さまざまな人権問題が存在すると指摘されているところです。

こうした中で、1995年(平成7年)12月に「人権教育のための国連10年」の取組を推進するため、内閣に、内閣総理大臣を本部長とする推進本部が設置され、1997年(平成9年)7月には、国内行動計画が策定されました。

また、1996年(平成8年)12月に、「人権の擁護に関する施策を推進するための法律（人権擁護施策推進法）※」が制定され、「人権尊重の理念を深めるための教育・啓発」及び「人権侵害の被害者救済に関する施策の推進」を国の責務として位置付け、同法に基づき設置された人権擁護推進審議会において、1999年(平成11年)7月に「人権教育・啓発の基本的事項」について、2001年(平成13年)5月に「人権が侵害された場合における救済制度の在り方」について、それぞれ答申が出されました。

このうち、人権教育・啓発に関する施策については、2000年(平成12年)12月に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（以下「人権教育・啓発推進法」という。）※」が制定・施行されました。同法においては、国の責務とともに、第5条で「地方公共団体は、人権教育及び啓発に関する施策を策定し、実施する責務を有する」と規定されています。

その後、同法に基づき2002年(平成14年)3月に策定された「人権教育・啓発に関する基本計画（以下「基本計画」という。）※」により、さまざまな人権問題について、人権教育・啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進が図られてきています。

近年では、子ども、高齢者、障害のある人に対する虐待防止のための法律や、障害者権利条約の批准に向けた国内法の整備として、「障害者基本法※」の改正や「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）※」の制定、「いじめ防止対策推進法※」や「子どもの貧困対策の推進に関する法律（子どもの

貧困対策法）※」など、さまざまな人権問題にかかわる新しい制度や枠組みの整備が進んできています。

また、2011年(平成23年)に発生した東日本大震災や2016年(平成28年)に発生した熊本地震など、相次ぐ自然災害を契機に、命の尊さ、人と人との絆の大切さが再認識されるとともに、ボランティア活動などのかたちでお互いを助け合う意識の発露が見られます。

今後も、こうした人々の意識のさらなる高揚や、社会・経済状況の変化等に対応した人権教育・啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進が求められています。

３　和束町の取組状況（和束町人権教育・啓発推進計画の策定）

和束町においては、これまで、第3次総合計画に「命が輝く差別のないまち」を目標として関係行政機関や関係組織・団体と一体となって、同和問題をはじめ様々な人権問題の解決に向けた施策を展開してきました。

また、2000年(平成12年)8月には、人権教育・啓発の基本的指針として「人権教育のための国連10年和束町行動計画」（以下「和束町行動計画」という。※)を策定し、人権教育や様々な啓発事業に取組んできました。

2003年(平成15年)10月に実施した隣保館社会調査では、先の1993年(平成5年)旧同和地区実態把握等調査から10年を経過した地区の実態を把握し、同和問題をはじめ様々な人権問題解決のために人権ふれあいセンターはどうあるべきか、住民ニーズの把握と今後の事業等を探るべく実施したところです。

特に調査結果の中で、人権侵害の有無についてでは、「侵害されたことがある」と「侵害を見聞きしたことがある」を加えれば49%となりました。

また、人権侵害の種類では、部落差別・同和問題が83%で最も多く、人権侵害の内容では「結婚」が48%と最も多く、先の調査結果と同様の結果となっています。

これまでの取組などによって、住民の人権意識は高まってきているものの依然として、同和問題をはじめ女性や子ども、高齢者や障害のある人といった社会的弱者に対する人権問題が存在しており、今後も人権教育・啓発のより一層積極的な取組が求められています。

第２章　計画の基本的な考え方

１　計画改定の趣旨

人権とは、人間の尊厳に基づく固有の権利として、すべての人が生まれながらに持っているもので、人間らしく生きていくために必要な、誰からも侵されることのない基本的権利とされています。

和束町では、これまで京都府等関係機関の指導・支援を受けながら、同和問題をはじめとするあらゆる人権問題の解決に向けた施策を推進してきました。

2006年（平成18年）3月に、「人権教育のための国連10年和束町行動計画」（2000年（平成12年）8月策定）を継承・発展させた「和束町人権教育・啓発推進計画※」を策定し、人権教育・啓発に関する施策を、総合的かつ計画的に進めてきました。

2011年（平成23年）及び2014年（平成26年）に京都府が実施した府民調査結果からは、人権教育・啓発の取組が府民に浸透してきたことがうかがえますが、その一方で、旧同和地区出身者や外国人等に対する偏見や差別、配偶者等からの暴力、子どもや高齢者、障害のある人等への虐待などが依然として存在しています。

また、少子高齢化や高度情報化、国際化・グローバル化の進展、経済格差の拡大など、社会情勢や国際情勢は刻々と変化し、人々の意識の変化等も反映して、新たな問題も顕在化するなど、人権問題は多様化、複雑化しています。

こうした状況や、これまでの成果や課題を踏まえ、和束町として人権教育・啓発に関する施策を、引き続き総合的かつ計画的に進めるため、その基本的指針として、「和束町人権教育・啓発推進計画」を改定することとしました。

２　計画の目標及び性格等

(1) 計画の目標

この計画は、「和束町人権教育・啓発推進計画」の取組を継承・発展させ、あらゆる人々が、あらゆる機会に人権教育・啓発に参加することを通して、一人ひとりが人権について学び、考え、実践していくことにより、人権という普遍的文化を本町において構築することを目標とします。

なお、人権という普遍的文化を構築された社会とは、人権尊重を日常生活の習慣として身につけ、実践できるという意識が、社会全体及び日常生活の隅々にまで浸透した人権感覚の豊かな地域社会を創っていくことであると考えています。

(2) 計画の性格

この計画は、人権教育・啓発推進法第5条に規定する地方公共団体の責務として、本町が実施する人権教育・啓発の推進に関する基本方針を明らかにし、施策の方向性を示すものです。

(3) 計画期間

この計画の計画期間は2017年(平成29年)3月から2027年(平成39年)3月までとします。

計画期間中の社会情勢の変化等により、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。

(4) 本計画で用いる「人権教育・啓発」について

国連の「人権教育のための世界計画」第３フェーズ行動計画においては、人権教育の定義について「人権という普遍的文化を構築するために行うあらゆる学習、教育、研修及び情報に関する取組」としており、本計画で用いる「人権教育・啓発」も同様の意味として用いています。

一般的に「教育」、「啓発」といっても、使われる場面によって重なり合う部分があり、明確に区分されるものではありませんが、効果的な方策を各実施主体に提案する実践的な観点から、必要に応じ人権教育と人権啓発を使い分ける場合があります。

その場合、人権教育とは、「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」をいい、人権啓発とは、「住民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する住民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）」をいいます。

３　人権教育・啓発の推進に関する基本方針

この計画における人権教育・啓発は、これまで取り組んできた成果を踏まえ、次の基本方針に基づいて推進します。

①　一人ひとりを大切にし、その可能性を伸ばす人権教育・啓発

だれもが自分らしく生きていくことができるための態度や技能を身につけることができるとともに、一人ひとりが社会に参画し、自己決定や自己実現を尊重できる環境を整え、将来を切り開いていく力をのばすための取組を推進します。

また、社会的身分、門地、人種、民族、信条、性別、障害等により不当に差別されることなく、一人ひとりの尊厳が尊重されるよう、また、自分を大切にすることと同じく、他人も大切にすることができるよう、一人ひとりを大切にした取組を推進します。

②　共生社会の実現に向けた人権教育・啓発

一人ひとりの人権を守るためには、人と人とがつながり支え合うことが大切であり、お互いの個性や価値観の違いを認め合う相互理解と寛容のもとで、いきいきと生活できる地域となるような共生社会の実現を目指す取組を推進します。

また、今日の社会においては、人々を取り巻くあらゆる環境と共生していくことができなければ、人権の尊重もあり得ないことから、そうした広がりを持った視点から人権をとらえることができるよう取組を推進します。

③　生涯学習としての人権教育・啓発

人権教育・啓発とは、人の生涯にわたる学習活動であり、また、そのための学習環境や学習機会等を整えることでもあります。住民が、それぞれの状況に応じて、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法を取り入れることなどにより、生涯のあらゆる機会を通じて人権について学ぶことができるよう取組を推進します。

④　自分のこととして考える人権教育・啓発

人権教育・啓発を推進していくためには、人権が住民一人ひとりの生活と深くかかわり、自分自身の課題としてとらえるべきものであるという認識を深め、地域、職場等で身近な人権問題の解決に向けて実践できる態度や技能を身に付けることができるよう取組を推進します。

また、これまで育まれてきた伝統や文化等については、さまざまな生活の知恵などとして伝えていきたいものも多くあります。一方で、私たちがこれまで当然のこととして受け入れてきた風習や世間体などの身近な問題についても、人権尊重の視点からとらえ直すことも重要です。

第３章　人権問題の現状等と取組の方向

人権は「人間の尊厳」に基づく固有の権利であって、いかなる関係においても尊重されるべきものです。

しかし、現実には、公権力と住民の間のみならず、住民相互の間でも侵害される場合があり、具体的には、社会的身分、門地、人種、民族、信条、性別、障害等による不当な差別、いじめや虐待、プライバシーの侵害などの問題があります。

我が国においては、基本的人権の尊重を基本原理とする日本国憲法のもと、人権尊重に関する施策が幅広く推進されてきましたが、今なお本章で取り上げるような人権問題が存在しています。

このようなさまざまな人権問題が生じる背景について、国の基本計画では、「人々の中にみられる同質性・均一性を重視しがちな性向や非合理な因習的意識の存在等」の他に、「国際化、情報化、高齢化、少子化等の社会の急激な変化なども、その要因になっていると考えられる」とされています。

人権教育・啓発は、住民一人ひとりが人権尊重の理念に関する理解を深めることによって、自分の人権とともに他人の人権を守るという意識を身につけ、社会の中で弱い立場の人々が社会参加していくという視点に立って、自らの課題として、人権が尊重される社会の実現に向けて主体的に行動していけるようにするための条件整備をすることです。

そのためには、社会に存在するさまざまな人権問題について、その実態、原因について正しく把握・理解するとともに、複合した要因により問題が重層化・複雑化している可能性があることを考慮して、あらゆる機会や場を通して解決に向けた展望をしっかりと持って総合的に取り組むことが必要です。

また、誰もが安心して暮らしやすい仕組みやまちづくりなどの取組により、ユニバーサルデザイン（誰もが使いやすい設計）※の考え方を実現し、一人ひとりが自立でき、支え合える社会に向けた施策の一層の推進を図る必要があります。

子どもたちが心身ともに成長過程にある学校教育においても、あらゆる教育活動を通して、関係機関等と連携を図りながら、今後も、一人ひとりを大切にした教育を進めるとともに、法の下の平等、個人の尊重といった普遍的な視点からの学習と、同和問題や女性、子ども等の人権問題といった個別的な視点からの学習の両面から、発達の段階に応じて人権尊重についての理解と認識を深め、自他の人権を守る実践的な態度が培われるよう、人権教育を推進していく必要があります。

また、近年、特定の国籍等の外国人を排斥する趣旨の言動が公然と行われていることがヘイトスピーチ※であるとして取り上げられ、社会的な関心を集めており、こうした行為が外国人のみならず、その他の集団に向けられることもあります。さらに、インターネット上でも、人権侵害や差別意識を生じさせるような記載が問題となっています。人を誹謗中傷し、排除するような行為は許されるものではありません。

なお、本章においては、啓発活動を充実し、お互いの人権を尊重し多様性を認め合い、より一層信頼の絆で結ばれた社会の実現をめざすため、従来から取組を推進している各問題に加え、「さまざまな人権問題」や「社会情勢の変化等により顕在化している人権にかかわる課題」として、多様な問題を整理して記載しています。

同和問題

【現状と課題】

1965年(昭和40年)の同和対策審議会答申は、「同和問題は日本国憲法によって保障された基本的人権、すなわち人間の自由と平等に関する問題であり、その早急な解決こそ国の責務であると同時に国民的課題である。」という認識を示しました。

和束町としても、同和問題の早期解決を府政の重点課題と位置付け、1969年(昭和44年)の「同和対策事業特別措置法」の施行以来、国や京都府との連携を図る中で、特別法による対策事業を実施してきました。

こうした施策の積極的な推進等により、生活環境の改善をはじめとした物的な基盤整備が進み、同和対策審議会答申で指摘された低位な実態は、さまざまな面で大きく改善されるなど、特別法による対策は、概ねその目的を達成できる状況となりました。

2002年(平成14年)3月の特別法による対策事業終了後の取組については、環境改善はもとより教育、就労対策等により得られた成果が損なわれることのないよう留意し、地域改善対策協議会※の意見具申（1996年(平成8年)）が示した基本認識のもと、現行制度を的確に運用して取組を推進するとともに、教育、就労、福祉の生活実態上の課題等の解決に向けた取組を進めてきました。

近年の社会・経済情勢の変化によって、広く地域社会全体が多様化している現状にあることから、課題解決に向けては、より地域のニーズを踏まえて現行制度を的確に運用した取組が必要となっています。

また、旧同和地区出身者に対する差別や偏見の解消に向けて、人権教育・啓発を進めてきましたが、府民調査では、結婚にかかわる問題や、住宅購入にあたって旧同和地区への忌避意識などが依然として存在していることがうかがわれ、こうした心理面での課題が、戸籍謄本等不正取得事件や土地調査問題、インターネットを利用した悪質な書込みなどで顕在化しているものと考えられます。

こうしたことから、今後とも、同和問題の早期解決に向けて引き続き取り組んでいく必要があり、差別意識や偏見の解消のための教育・啓発や、旧同和地区内外の交流を通じて、住民相互の理解と信頼を深め豊かな関係を築いていく取組をさらに進めていくことが重要です。

【取組の方向】

（人権尊重の視点からの効果的な教育・啓発活動の推進）

同和問題の解決のためには、人権教育・啓発を推進することが大切であり、子どもが自立的に社会に参画できるよう一人ひとりを大切にした教育を行うとともに、同和問題に対する正しい理解と認識を深めることによって差別意識や偏見を解消することができるよう、学校、家庭、地域社会等における人権教育・啓発の充実を図ります。

また、人権ふれあいセンターや公民館等の生涯学習施設等を活用した交流を促進し、住民間の相互理解を深めながら、人権が真に尊重される地域づくりやそれを担

う人づくりを進めることが重要なことから、より一層創意工夫された取組を行っていきます。

（現行制度の的確な運用と人権ふれあいセンターの活用による取組の推進）

今後とも、地域改善対策協議会の意見具申（1996年（平成8年））が示した「①同和問題は解決に向けて進んでいるものの、依然として我が国における重要な課題であると言わざるを得ないこと②同和問題などさまざまな人権問題を解決するよう努力することは、我が国の国際的な責務であること③同和問題の解決は、国の責務であると同時に国民的課題であること④同和問題は過去の課題ではなく、人権にかかわるあらゆる問題の解決につなげていくという、広がりを持った現実の課題であること」という基本認識のもと、人権問題の重要な柱として、早期の解決を目指して引き続き現行制度を的確に運用して取組を進めます。

また、同和問題解決のため、第一線の機関としてこれまで重要な役割を担い、社会福祉施設として位置付けられている人権ふれあいセンターが、今後とも周辺地域を含めた地域社会の中で、福祉の向上や人権教育・啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、幅広く活用されることが重要です。そのためには、生活上の各種相談事業等を通じて各地域のニーズを的確に把握した上で、必要な施策を適切に実施するなど、引き続き課題解決に向けた取組を推進します。

女性

【現状と課題】

性別による固定的な役割分担等を背景とした差別的取扱いや、雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保、性に起因する暴力など、依然として課題が残されており、社会のさまざまな分野における女性の参画や能力発揮は十分とはいえない状況です。

女性の活躍状況を示す国際指数であるジェンダー・ギャップ指数※は、2015年（平成27年）の世界経済フォーラムの発表によると、我が国は145か国中101位であり、諸外国とくらべて低い結果となっています。

配偶者等からの暴力は犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、2013年（平成25年）の京都府の調査では、29.7%（男性21.7%、女性37.2%）もの人が「配偶者や恋人から暴力的行為を受けたことがある」と回答しており、京都府配偶者暴力相談支援センター（京都府家庭支援総合センター、京都府南部・北部家庭支援センター）におけるドメスティック・バイオレンス（DV）※相談件数は、2014年度（平成26年度）6,994件であり、増加傾向にあります。

また、2014年（平成26年）中のストーカー事案認知数は460件であり、被害者の約９割は女性となっています。

セクシュアル・ハラスメントについては、京都労働局における相談件数が2014年度（平成26年度）は88件となっています。また、マタニティ・ハラスメント※については、日本労働組合総連合会が2014年（平成26年）に実施したマタニティ・ハラスメントの調査で、妊娠経験のある働く女性の約4人に1人（26.3%）が「被害を受

けたことがある」と回答しており、厚生労働省が2015年(平成27年)に実施した調査で、妊娠等を理由とする不利益取扱いの内容として、解雇・雇い止めが2割を超え、また、被害者の雇用形態別では、派遣労働者が48.7%、正社員が21.8%といった深刻な被害が明らかになっています。

【取組の方向】

(男女共同参画施策の推進)

「京都府男女共同参画推進条例※」の基本理念にのっとり、本町においても行政機関等での各種委員やさまざまな分野で女性の参画や能力発揮を進めていきます。

(女性の活躍支援)

子育てしながら働きたい女性やひとり親家庭の人などのニーズに応じた相談を福祉課や人権ふれあいセンターで行うとともに、ハローワークや京都ジョブパークマザーズジョブカフェ※と連携した支援を行います。

また、「京都府女性の船事業」参加等による地域の女性リーダーの育成を図り、地域で女性が活躍できるように支援します。

(女性に対するあらゆる暴力の根絶)

ドメスティック・バイオレンス（DV）については、その根絶に向けて啓発を行い、配偶者暴力相談支援センター中心に関係機関との連携を図ります。交際中の男女の暴力（デートDV）についても、若年層の理解が広まるよう啓発を行います。

また、ストーカー行為※（つきまとい等を反復してすること）やリベンジポルノ（元交際相手等への嫌がらせ）等の根絶に向けて、相談窓口を人権ふれあいセンターに設置し、警察などの関係機関との連携を図ります。

(ハラスメント対策)

人権ふれあいセンターにおいてセクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメントなどの研修を行うなど、人権教育・啓発の取組を通して防止に努めるとともに、京都労働局等の関係機関と連携した取り組みを進めます。相談や被害者への適切な支援を行います。

子ども

【現状と課題】

近年の急激な少子化に伴い、子ども同士のふれあいの機会が減少し、自主性や社会性の育ちにくい状況が生まれています。

また、家族の形態等の変化に伴い、家庭の子育てのあり方も多様化しており、地域社会全体で子どもを育て、保護していくという意識も薄れてきています。

子どもにとって重大な人権侵害である児童虐待（保護者等による身体的・性的・心理的虐待、養育の拒否・放任）に係る京都府の児童相談所への相談件数は2013年度(平成25年度)には865件となっており、近年急増しています。

京都府においては、いじめ・暴力行為や体罰についても依然として深刻な問題です。情報化の進展に伴って、SNSでのいじめなど新たな形態で被害者や加害者になる事態が生じるとともに、暴力行為は小学校で増加傾向にあります。また、不登校の子どもの数は、減少傾向だったものが、近年増加傾向を示しています。

インターネット上の有害情報の氾濫や、児童買春・児童ポルノなど子どもにかかわる犯罪も増加しており、虐待やいじめなどによって子どもの生命が失われる事件も後を絶たないなど、子どもの人権を取り巻く状況は厳しいものがあります。

1951年(昭和26年)の「児童憲章※」や1994年(平成6年)に批准された「子どもの権利条約」においては、子どもを権利行使の主体と認め、子どもの意見表明権などを保障すべきものとしていますが、依然として、そのことは十分に認識されていません。

そうした中で、子どもの貧困率が2012年(平成24年)時点で過去最悪の16.3%となり、子どもの6人に1人が平均的な所得の半分を下回る額の世帯で暮らしている状況です。子どもは「将来を担う社会の宝」という理念に立ち、社会総がかりで子どもの育つ環境を整備することが必要です。

【取組の方向】

(育成環境の整備)

子どもや青少年の意思が尊重され、権利が保障された状況の中で、豊かな人権感覚を備えた人間として成長していける環境づくりを推進します。

本町において平成27年3月に策定した「和束町子ども・子育て支援事業計画※」に基づき、「あたたかいふれあいの中で、子ども一人ひとりが元気にたくましく育つまち」を目標に子どもの成長・発達を町全体で支援する取組みの充実をめざします。

また、家庭が子どもの発達の段階に応じた適切な対応がとれるよう家庭教育の充実を支援するとともに、学校等において、子どもの自主性や主体性が発揮できる機会の充実に努めます。

(子どもへの虐待の防止)

児童虐待の発生予防から早期発見・対応・アフターケアに至るまで総合支援を講じるため、要保護児童対策地域協議会の充実を図り、医療機関、警察、保育園、小・中学校、行政機関の連携体制を強化します。

(いじめ、暴力行為、体罰等への対策)

いじめや暴力行為の未然防止に努め、早期発見・早期対応に引き続き取り組みます。

特に、いじめについては、いじめ防止対策推進法、相楽東部広域連合いじめ防止基本方針に基づく「いじめ防止等対策委員会」を設置し、未然防止、早期発見、早期解決に取り組んでおり、個々の事象に適切に対応できるよう支援・相談・指導体制を強化するとともに、教職員の人権意識の高揚を図ります。

また、インターネットやSNSでのいじめについても、京都府や関係機関と連携し、町全体に向けた啓発、学習機会の提供、関係者への情報提供を行い、子どもの人権を脅かす事案防止活動を充実させます。

暴力行為については、警察と連携した非行防止教室や課題を抱える子どもへの個

別支援、学校の生徒指導体制の強化などの取組を推進します。
体罰については、根絶に向けた教職員の意識改革を進めます。

（不登校の子どもへの支援）

学校の教育相談機能の充実を図るため引き続きスクールカウンセラーを配置して、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな支援を行います。また、人権ふれあいセンターにおける電話・来所・巡回などの教育相談の充実を図ります。

（児童ポルノ対策）

児童ポルノを根絶し、児童ポルノの被害をなくすため、2014年(平成26年)に改正された「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律※」に基づき、警察や京都府関係機関と連携した啓発活動を実施します。

（子どもの貧困対策）

「京都府子どもの貧困対策推進計画」に基づき、すべての子どもが生まれ育つ環境に左右されることなく、その将来に夢や希望を持って成長していける社会の実現を目指し、学校をプラットフォームとした地域連携の推進やライフステージ※に応じた子どもへの支援を京都府及び関係機関と連携して取組を進みます。

（啓発等の推進）

子どもは、保護の対象であるとともに、権利の主体であるという視点に立ち、子どもにかかわるすべての人が、子どもの権利についての認識などを深めるよう啓発を推進します。

高齢者

【現状と課題】

いわゆる「団塊の世代」が65歳を超える年齢を迎えたこともあり、府民の総人口に占める65歳以上の割合は、2015年(平成27年)3月末現在で27.1％と高齢化が一層進行しており、一人暮らしの高齢者や高齢者夫婦のみの世帯も増加しています。

特に本町においては、高齢化の伸びが顕著で、2015年（平成27年）3月末現在の65歳以上の割合は38.3％、2016年（平成28年）3月末現在の65歳以上の割合が40.3％と1年間で2％高くなっています。

また、介護を必要とする高齢者の割合は、2016年（平成28年）3月末現在で18.5％となっていますが、介護保険施設や家庭における身体的及び精神的な虐待、身体拘束等により、人権が侵害されるといった問題も発生しています。

一方で、年齢などで高齢者を一律に弱者とする誤った理解により、働く意欲のある高齢者についても雇用・就業機会が十分に確保できず、社会参加できない事象も発生しています。

このような中で、高齢者が尊厳を保ちながら、それぞれのライフスタイルにより

いきいきと暮らしていける社会をつくっていくことが求められています。

【取組の方向】

（計画に基づく施策の推進）

超高齢社会に対応し、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせる社会を実現するため、「京都府高齢者健康福祉計画〔京都府高齢者居住安定確保計画〕※」及び和束町高齢者保険福祉計画※、介護保険事業計画に基づき、医療、介護、介護予防、住まい及び日常生活の支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の一層の推進を図るとともに、住み慣れた地域において、自分らしく安心して暮らしていけるよう高齢者福祉の充実に取り組みます。

（権利擁護）

虐待を受けた高齢者の保護、認知症等により判断能力が不十分な高齢者の権利擁護及び養護者に対する支援を行うため、「京都府障害者・高齢者権利擁護支援センター※」専門的チームの和束町への派遣や助言を活用し、人材育成、成年後見人制度の利用促進等を行ないます。

（介護者支援）

家族介護者交流・リフレッシュ事業や介護教室・研修会等、地域支援事業の取組みを行い、家族介護者の支援や介護負担の軽減を図ります。

（社会参加）

意欲や経験・能力を持った高齢者が、年齢にかかわりなく「社会の支え手」として活躍することができるよう、雇用・就業機会の確保など、高齢者の社会参加を支援します。

また、子どもたちとの世代間交流や高齢者同士の交流を通じて、生きがいづくりの機会の充実を図ります。

（福祉のまちづくり）

障がいのある人や高齢者が暮らしやすいまちづくりを推進します。

障害のある人

【現状と課題】

障がいの有無にかかわらず、全ての人々が分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する必要があります。しかしながら、障がいについての十分な知識がないために、障がいのある人やその家族に対して誤解や偏見が生じ、差別的な言動を受けたり、障がいのある人の自立や社会参加が妨げられたりする事象も依然として発生しています。

国では、2006年(平成18年)に国連が採択した「障害者の権利に関する条約」の批准に向け、2011年(平成23年)には「障害者基本法」が改正され、障がいのある

人に対する合理的配慮の概念を盛り込み、2013年(平成25年)には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）※」を制定するなど、国内法の整備を進め、2014年(平成26年)1月に同条約を批准しました。また、その他にも「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」などさまざまな法整備が行われています。

これら新たな法制度の状況等を踏まえ、京都府では、「京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例※」を制定（2015年(平成27年)4月1日施行）し、障がいを理由とした不利益取扱いの禁止（府、事業者とも禁止）や社会的障壁の除去のための合理的な配慮（府は義務、事業者は努力義務）の実践、雇用及び就労の促進、文化芸術・スポーツの推進等を通して、共生社会の実現を目指されています。

障がいのある人等に対する理解については、特に精神障がいのある人や難病※患者等は、障がいの特性が十分知られていないと考えられることから、一層の理解の促進を図ることが必要となっています。

府内企業の障がいのある人の雇用率については、2015年(平成27年)6月1日現在で1.97%と全国平均の1.88%を上回るものの、法定雇用率の2.0%を下回っており、今後も施策の一層の推進が必要となっています。

また、障がいのある人に対する虐待（身体的虐待、ネグレクト、心理的虐待、性的虐待、経済的虐待）も発生（2013年度(平成25年度)の府内での発生件数は、障がい者福祉施設従事者等からの虐待が4件、養護者からの虐待が54件）していることから、引き続き虐待を受けた障がいのある人の支援及び養護者に対する支援が重要となっています。

【取組の方向】

（共生社会の実現に向けた取組）

障がいのある人の「完全参加と平等※」を実現するため、障がいのある人もない人も共に生活できるための環境整備を推進します。

「京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例」や「京都府障害者基本計画※」、「笠置町・和束町・南山城村障がい者基本計画・障がい福祉計画※」に基づいて、障がいのある人がライフステージのすべての段階において、社会、経済、文化等の各分野で平等に参加、活動することのできる社会を実現するための取組を推進します。

（権利擁護）

虐待を受けた障がいのある人の保護及び自立の支援や養護者に対する支援を行うため、「京都府障害者・高齢者権利擁護支援センター」専門的チームとの連携を図り、迅速な対応等に努めます。

（社会参加）

障がい及び障がいのある人に対する理解の促進、ふれあいや交流の場づくりや、障がい者スポーツの普及・振興、文化芸術活動を推進します。

働く意欲のある障がいのある人の雇用・就労を促進するため、ハローワークと連携した就職支援を図り、就職率の向上に取組みます。

障がいのある子どもたちに対しては自立と社会参加が果たせるように、学校において必要な修学支援を行います。

また、道路、学校、公園、公共施設等においては、障がいのある人や高齢者が利用しやすいようバリアフリー化を計画的に進めていきます。

（福祉のまちづくり）

「障害のある人が安心して暮らせる生活基盤の整備」といった施策の大きな方向性を考慮しながら、障がいのある人や高齢者の暮らしやすいまちづくりを推進するため、「京都府福祉のまちづくり条例」や「和束町地域福祉計画」に基づき、地域全体でささえ共に豊かに安心して過ごせるまちをめざします。

（正しい知識の普及・啓発）

障がい及び障がいのある人に対する正しい知識の普及・啓発を進め、誤解や偏見から生じる人権侵害の防止に取り組みます。

外国人

【現状と課題】

京都府の外国人登録者数は、2014年（平成26年）末で51,554人と府人口の約2%を占め、国籍別では、歴史的経緯から韓国・朝鮮の人々が多く、次いで、中国、フィリピン、アメリカなどの人々となり、また、中国、ベトナム、タイ、インドネシアなど、新たに渡日した外国籍住民※が増加し、留学生数も増加傾向が続いています。

また、外国につながりを持つ国籍や文化、習慣などさまざまな背景のある子どもや保護者が増え、日本語教育や母語・母国文化教育の充実、外国語で受診可能な医療機関の整備など、共に暮らしていくための教育・生活支援がますます必要となっています。

和束町では、すべての児童生徒に対して、互いを認め合い、共に暮らしていこうとする資質や能力を育成するとともに、外国籍児童生徒の基礎学力の充実と希望進路の実現が図られるよう、一人ひとりの状況に応じた教育を推進しています。

しかし、新たに日本で生活する外国籍の人々に対しては、言葉や生活習慣の違いから、相互理解が十分でないことによる偏見や差別などがあり、日常生活を送る上でのさまざまな問題が生じています。従来から京都府に生活基盤を持つ外国籍等の人々についても、公的年金や住居、就労、結婚などの問題が指摘され、特に在日韓国・朝鮮の人々には、日本国籍を取得した人も含めて、なお偏見や差別などの問題があります。

近年、特定の国籍等の外国人を排斥する趣旨の言動が公然と行われる、いわゆるヘイトスピーチの問題が生じています。こうした行為は、広く住民に不安感や嫌悪感を与えるだけでなく、外国人に対する偏見や差別意識を生じさせることにも繋がりかねないことから、人を排斥し、誹謗中傷するような行為は許されないという人権意識を広めていく必要があります。また、2016年（平成28年）6月に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトス

ピーチ対策法)※」が施行されました。

【取組の方向】

(多文化共生社会の実現に向けた取組と啓発の推進)

今後ますます国際化が進む中で、言語、宗教、生活習慣等の異なる文化や考え方を理解し、互いを尊重し合う意識を醸成していくための取組など、地域での「つながり」を深め、民族や国籍等による差別を許さない地域づくりを進めます。

また、多文化共生のためには、住民一人ひとりが異なる文化や考え方を理解し、相互の人権を尊重し合うとともに、特に、人を排斥し、誹謗中傷するような行為は許されないという人権意識や、外国籍住民等の人権についての正しい理解と認識の浸透を図るため、国や京都府と連携しながら、効果的な啓発を実施していきます。

(外国籍住民等と共に暮らす地域づくりのための生活支援及び就修学支援)

外国につながりを持つ子ども・保護者への教育支援など、住民の国際理解の促進、外国籍住民等と共に暮らす地域づくりのための取組を推進します。

学校においては、外国籍児童生徒の正確な実態把握に基づき、個々の状況に応じた指導や支援を積極的に進め、日本の生活習慣や学校生活に適応できるよう配慮するとともに、日本語の速やかな習得を図るための日本語指導に努めます。

また、外国につながりを持つ子どもについても、個々の状況を踏まえたきめ細かな配慮に努めます。

ハンセン病・感染症・難病患者等

【現状と課題】

患者が、適切な医療を受けるためには、療養環境の整備に加え、医療を提供する医療機関やその従事者との相互信頼関係が築かれる必要があり、行政においても、公的な相談体制の整備等を通じ医療機関等との信頼関係の構築や回復を図るための取組を推進しており、今後も引き続き取り組むこととしています。

特に、ハンセン病※やエイズ※、難病については、次のような現状や課題があります。

(ハンセン病)

ハンセン病の菌の感染力は極めて微弱で、早期発見と早期治療により完治する病気です。

ハンセン病患者に対しては、古くから施設入所を強制する隔離政策がとられてきましたが、国は隔離政策の誤りや人権侵害を認めて謝罪し、患者・元患者の名誉回復や福祉対策の向上に関する措置を盛り込んだ「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」が2001年(平成13年)に成立しました。

一方で、隔離を主体とした「らい予防法」が1996年(平成8年)に廃止された後も、2003年(平成15年)にハンセン病元患者の宿泊拒否問題が生じるなど、未だに、以

前同様の根深い社会的な偏見や差別が存在しており、ハンセン病に関する正しい知識を広く普及させる施策の充実が必要です。

また、2009年(平成21年)には「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（ハンセン病問題基本法）」が施行され、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、ハンセン病問題解決の促進を図るために必要な、福祉の増進や名誉回復のための支援などが定められました。

（エイズ（AIDS、後天性免疫不全症候群））

新規エイズ患者・HIV※感染者報告数は増加傾向にあり、広く男女を問わず20代・30代の感染が拡大している状況です。最近の傾向として、性的接触による感染の広がりが顕著になってきているという特徴があり、感染経路によってHIV感染者を差別するといった問題も発生しています。

世界保健機関（WHO）※では、毎年12月1日を「世界エイズデー※」と定め、世界的にエイズまん延防止とエイズ患者・HIV感染者に対する偏見や差別の解消に取り組んでおり、京都府ではこれに呼応して、12月を「京都府エイズ予防月間」として集中的に普及啓発に取り組んでいます。

また、エイズ治療拠点病院等連絡会議を設置し、エイズ対策にかかわる専門家から幅広く意見を聴取するなど、関係機関や団体と連携した総合的な政策の展開に取り組んでいます。

（難病）

難病は、種類も多くさまざまな特性があり、個人差があるため、一見して病気とわかるものもあれば、外見は全く健康な人と変わらないこともあることから、難病に対する無理解による誤解や偏見が生じています。

障害者総合支援法（2013年(平成25年)4月施行）では、障がいのある人の範囲に難病等が加わり、身体障がい者手帳の有無に関わらず、必要と認められた障がい福祉サービス等の受給が可能となりました。さらに、難病の治療研究を進め、疾患の克服を目指すとともに、難病患者の社会参加を支援し、難病にかかっても地域で尊厳を持って生きられる共生社会の実現を目指して、「難病の患者に対する医療等に関する法律（難病医療法）」が2015年(平成27年)1月に施行されました。

難病患者それぞれの人権が尊重され、安心して社会参加できる環境づくりが必要です。

【取組の方向】

（ハンセン病についての啓発の推進）

ハンセン病に関する正しい知識の普及により、偏見や差別を一刻も早く解消するため、積極的な啓発活動を推進します。

（エイズ（AIDS、後天性免疫不全症候群）についての啓発の推進）

HIV感染者が若年層に広がる傾向にあることから、学校教育においてもエイズに対する正しい知識の普及に取り組みます。

偏見や差別の解消や、エイズ患者・HIV感染者が尊厳を持って暮らせる社会づくりを目指した啓発活動に取り組みます。

（難病についての啓発の推進）

難病に関する正しい知識の普及・啓発を進め、誤解や偏見から生じる人権侵害の防止に取り組みます。

犯罪被害者等

【現状と課題】

犯罪被害者とその家族又は遺族（以下「犯罪被害者等」という。）は、事件・事故による直接的な被害だけでなく、事件・事故に遭ったことによる心身の不調、司法手続の過程での精神的・時間的負担、周囲の人々の無責任なうわさ話や心ない中傷等によるプライバシーの侵害や精神的な苦痛、経済的負担等の二次的な被害にも苦しめられます。

京都府では、2004年（平成16年）に犯罪被害者等の支援施策を盛り込んだ「京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり条例」を制定し、さらに、犯罪被害者等が早期に平穏な日常生活を送ることができるよう、総合的な支援を行うことを目的として、2008年（平成20年）1月30日に「京都府犯罪被害者サポートチーム」を立ち上げました。

また、2014年（平成26年）4月には、府内全市町村で犯罪被害者等支援条例※が施行され、和束町での支援制度は確立されましたが、さらなる支援制度の充実や住民への周知が必要です。

特に性暴力の被害は、身体的影響もさることながら、精神的な影響も甚大であり、被害者は、日常生活を送ることさえ困難な状況となることも少なくありません。また、警察等への届出をためらうなど、潜在化する傾向にあります。そのため、被害の潜在化を防止するとともに、被害者の心身の負担軽減と早期回復を図ることが必要です。

【取組の方向】

（犯罪等発生直後の支援活動の充実）

犯罪等が発生した直後の病院への付き添いなど直接支援活動を適切に進めるとともに、傷害等による身体的な被害等に係る診断書料等の公的負担制度の充実、一時避難場所等の確保及びカウンセリングをはじめとする精神的被害の軽減や早期回復支援等の初期的被害者支援の充実を図ります。

（初期から中・長期にわたる総合的かつ継続的な支援体制の確立）

京都府、京都府警察、京都市、関係行政機関・関係団体等で構成する「京都府犯罪被害者支援連絡協議会※」が中心となり、犯罪被害者等の多様なニーズに応えるため、協議会会員相互が連携・協力して途切れのない被害者支援活動を展開します。

「京都府犯罪被害者サポートチーム」では、犯罪被害者等が少しでも早く平穏な

日常生活が送れるよう心情に配意しながら、総合的な支援を行うとともに、初期の段階で警察等と連携を図り、相談窓口の充実強化を進め、犯罪被害者等に寄り添った中・長期にわたるサポート体制の充実強化を図ります。

（民間支援団体への支援及び連携した取組）

（公社）京都犯罪被害者支援センターが行う相談業務や直接的支援等の活動をサポートするとともに、民間支援団体等との連携による取組を進めます。

行政、警察、医療機関、弁護士会、民間団体等が連携し、性暴力被害者に対して被害直後から総合的な支援を提供する「京都性暴力被害者ワンストップ相談支援センター（京都SARA※）」において、被害者の心身の負担軽減とその早期回復を図ります。

（犯罪被害者への理解や支援のための広報啓発）

市町村や関係機関との協働により、犯罪被害者等への支援制度の周知を図るとともに、「犯罪被害者週間」（11月25日～12月1日まで）等の機会を活用し、犯罪被害者等の置かれている状況等について、住民理解の促進を図ります。

さまざまな人権問題

ホームレス

近年の我が国の経済・雇用情勢を反映し、自立の意思がありながらホームレスとなることを余儀なくされている人が存在しています。

なお、ホームレスに至る原因はさまざまであり、高齢化や健康上の理由、失業や仕事の減少、家庭内の問題など、複数の要因が複雑に絡み合っているケースも多くあります。

多くの人は公園・河川・道路・駅舎等を起居の場所として日常生活を送っていますが、食事の確保や健康面の問題等を抱え、また、一部には地域住民とのあつれきが生じることから、ホームレスとなった人の人権への配慮が求められています。

ホームレスを取り巻く課題を解決していくためには、住民の理解と協力を得て、地域社会の中で自立した日常生活が可能となるよう支援していくことが必要です。

性同一性障がい、性的指向

性同一性障がいとは、生物学的な性（からだの性）と性の自己意識（こころの性）が一致しないため、社会生活に支障がある状態をいい、世界保健機関（WHO）の国際疾病分類※に位置付けられています。また、性的指向とは、同性愛、両性愛など人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念です。

2004年（平成16年）には「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律※」が施行され、性同一性障がい者であって、一定の条件を満たす人については、性別の取扱いの変更の審判を受けることができるようになりました。また、学校に対し

ては、性同一性障がいなどの児童生徒への配慮等を求める国からの通知がなされています。

性同一性障がいのある人や、同性愛者、両性愛者等に対する社会の理解は未だ十分とはいえず、社会生活のさまざまな場面で、偏見や差別を受けることがあることから、多様な性に対する住民の理解を深め、性同一性障がいや性的指向等にかかわらず、誰もが安心して暮らしていけるよう理解と認識を広げるための教育・啓発を推進します。

刑を終えて出所した人

刑を終えて出所した人に対しては、本人に更生の意欲があっても、住民の意識の中に根強い偏見、差別意識等があり、親族であっても身元の引受けが難しいことや、就労、住居の確保などの問題が存在しています。

無職の刑務所出所者の再犯率は有職者と比べて高くなっており、国においてハローワーク等を通じた総合的就労対策が行われているほか、京都府においても自立就労サポート支援を行っています。

こうした取組と併せ、刑を終えて出所した人が、地域の人々の理解と協力を得て社会復帰ができるよう、啓発を推進する必要があります。

アイヌの人々、婚外子、識字問題

アイヌの人々については、民族としての誇りや先住性に留意し、アイヌの伝統に関する知識の普及及び啓発の推進に努める必要があります。

婚外子（嫡出でない子）については、民法や戸籍法施行規則の改正により、戸籍上の続柄の記載や、相続分が嫡出子と同じ取扱いとなりましたが、婚外子であることを理由に偏見や差別を受けることがないよう、啓発の推進に努める必要があります。

北朝鮮当局による拉致問題等

北朝鮮当局による拉致問題については、2002年(平成14年)9月17日に行われた日朝首脳会談における交渉の結果、北朝鮮当局は公式に日本人拉致を認め、同年10月に5人の被害者が帰国しましたが、政府は、北朝鮮当局による拉致被害者として認定する17名のほかにも北朝鮮当局による拉致の可能性を排除できない事案があるとの認識のもと、所要の調査を進めており、その中には京都府関係者も含まれています。

国は、2005年(平成17年)の国連総会決議を踏まえ、2006年(平成18年)6月には「拉致問題その他北朝鮮による人権侵害問題への対応に関する法律」を制定し、国や地方公共団体の責務として、拉致問題等に関する国民世論の啓発を図るよう努めるものとされています。

北朝鮮当局による拉致は、国民に対する人権侵害であり、我が国の主権及び国民の生命と安全にかかわる重大な問題です。拉致問題等の解決には、幅広い国民各層及び国際社会の理解と指示が不可欠であり、その関心と認識を深めることが重要です。

住民の拉致問題への関心と認識を深めるために、「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」(12月10日～16日)を中心に、国や京都府とも連携して、拉致問題の周知･啓発を推進します。

社会情勢の変化等により顕在化している人権にかかわる課題

インターネット社会における人権の尊重

【現状と課題】

インターネットは、情報化の進展に伴って社会の隅々にまで普及し、スマートフォンの普及やSNS※などさまざまなサービスの拡大により、ますます私たちの生活に密着したものとなっています。

一方で、違法･有害情報の流布により犯罪を誘発する場となったり、特定の個人･集団に対するプライバシーの侵害や誹謗中傷、差別を助長する表現の掲載、ネットいじめの横行など、その匿名性や情報発信の容易さを悪用した、人権にかかわるさまざまな問題が発生しています。

2002年(平成14年)に施行された「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法）※」では、情報の流通において権利が侵害された場合に、被害者がプロバイダ等※に対して発信者情報の開示を請求する権利が規定されていますが、開示されるには裁判所への手続き等が必要となるのが現状です。

和束町では、住民が安心してインターネットを利用できるよう、今後一層、インターネットの適切な利用や、加害者にも被害者にもならないための教育・啓発を推進していく必要があります。

【取組の方向】

（教育・啓発の推進）

インターネットはその性質上、一旦情報や画像が流出すると完全に消し去ることは極めて困難であることから、個人の名誉をはじめとする人権に関する正しい理解と認識を広げるとともに、インターネットの仕組みと危険性について周知し、情報モラルとメディアリテラシー（流通する情報を活用する能力）※の向上を図り、住民が加害者にも被害者にもならないよう、引き続き、フィルタリング（利用制限）サービスの利用啓発やSNS利用に関する注意喚起など、年齢等に応じた教育・啓発を推進します。

（悪質な情報発信への対応等）

憲法の保障する表現の自由に十分配慮しながら、人権を侵害する悪質な情報発信に対しては、府や法務局と連携して当該情報等の削除要請を申し入れるなど個別的な対応を図ります。

さらに、警察や法務局、府等と、より連携を強める中で、青少年とその保護者を

対象として設置したネットトラブル相談や、被害者の対応にあたって、より効果的な助言等ができるよう取り組みます。

個人情報の保護

【現状と課題】

情報通信技術の発達等による情報化の進展は、生活にさまざまな利便をもたらす反面、個人情報が独自の価値を持つものとして大量に収集されたり、商品化されたりする等、個人の権利利益が侵害されるおそれが生じています。

個人情報の流出や漏洩は、個人のプライバシーを侵害するものであり、安心して社会生活を営む上での大きな障害となるものですが、コンピュータウィルスや不正アクセスにより個人情報を盗み出すという悪質な事件も起きています。

また、「個人情報の保護に関する法律」により、個人情報を取り扱う事業者には、個人情報について利用目的の特定、適正な取得、取得に際する利用目的の通知又は公表、安全管理、第三者提供の制限などの義務が課せられています。

【取組の方向】

（適正な取扱い）

和束町個人情報保護条例を適正に運用し、個人の権利利益の保護を図るとともに、社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の実施に当たっては、これまで以上に個人情報の保護について厳格に取り扱います。

また、個人のプライバシー等を守ることの重要性や情報の収集・発信における責任やモラルについての正しい理解と認識を広げるための教育・啓発に取り組みます。

（身元調査の防止）

個人に関する情報を本人の了解なく調査する身元調査は、その内容によっては、結婚や就職において重大な人権侵害にかかわる極めて深刻な問題であり、住民や事業者が自ら身元調査を行ったり依頼することはもちろん、調査に応じること自体が個人のプライバシー等の侵害となるおそれがあることについて、住民や関係者への啓発を推進します。

2011年(平成23年)から2012年(平成24年)にかけて、身元調査などの目的で、戸籍謄本や住民票の写しなどが、本人の知らないところで不正に取得される事案が発生したことから、「事前登録型本人通知制度※」が府内全市町村で導入されており、この制度をさらに有効なものとしていくため、この制度の普及に向けていきます。

安心して働ける職場環境の推進

【現状と課題】

やりがいと充実感を感じながら仕事上の責任を果たしていくためには、誰もが安心して働ける職場環境を整えることが必要ですが、職場でのセクシュアル・ハラス

メントや、立場の優位性を利用して人格や尊厳を傷つけるパワーハラスメントの顕在化、妊娠・出産、育児休業等を理由とする嫌がらせや解雇などの不当な処遇を行うマタニティ・ハラスメントが問題となっているほか、長時間・過重労働や賃金不払残業などによる違法な働き方を強いる企業の存在が社会問題化しています。

「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章※」では、仕事と生活の調和が実現した社会は、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」とされています。

和束町では、ハラスメント対策に取り組むほか、経済団体、労働団体、行政、学識経験者、地域団体等からなる「ワーク・ライフ・バランス推進戦略本部」を設置し、関係機関との連携のもとで「京都 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）行動計画」を策定し、オール京都で仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けた取組を推進します。

【取組の方向】

（ワーク・ライフ・バランスの取組）

「京都 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）行動計画」に基づき、オール京都で一丸となって、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けた取組を推進します。

取組に当たっては、企業の実情や労働者のニーズにも配慮しながら、長時間労働の是正などの働き方の見直しや仕事と育児・介護の両立を支援し、働きやすい職場環境の整備を進めます。

（ハラスメント対策）

パワーハラスメントやマタニティ・ハラスメント、セクシュアル・ハラスメントなど、ハラスメントを防止するには、企業で働く人一人ひとりが自ら防止する意識を持ち、組織として意識改革に取り組むことが必要なことから、和束町では、町内企業の経営者や管理職等に対する研修やセミナーによる意識啓発とともに、就労環境の改善などを助言する「アドバイザー」派遣等の支援を行っています。

一方で、被害者への支援も重要であり、相談を通じてアドバイスを行うとともに、法令違反の場合には権限を持つ労働局や労働基準監督署などの解決機関へ誘導します。

（就労環境の改善）

長時間・過重労働や賃金不払残業を強いるなどの違法行為が疑われる場合には、調査監督権限のある労働局に連絡の上、連携してコンプライアンス（法令順守）の徹底を図るなど、誰もが働きやすい労働環境の実現に向けて取り組みます。

また、労働者が働く上で必要な労働関係法の知識を習得することにより、職業生活における自らの権利を守ることができるよう、学校教育の各段階に応じた労働教育の充実を図るとともに、京都府ホームページ等で労働関係法を分かりやすく解説するなどの周知・啓発を強化されています。

自殺対策の推進

【現状と課題】

府内の自殺死亡率は、全国的にみて比較的低い状況ですが、和束町においては2009年（平成21年）から2013年（平成25年）までは全国平均、京都府平均より高くなったことから、「こころの体温計」システムの導入、啓発活動を実施してきました。

自殺の背景・原因となり得る失業や長時間労働、多重債務等の経済・生活問題、がん、うつ等の健康問題、家族間の不和、離婚等の家庭問題等は、誰もが自らの人生のさまざまな場面で抱える可能性があるとともに、自殺に関する正確な情報発信が十分でないこと等から、遺族は偏見に苦しんでいます。

自殺には、心身の問題のみならず、経済や仕事をめぐる環境、職場や学校での人間関係などさまざまな社会的な要因等が複雑に関係しており、その多くは防ぐことができる社会的な問題であり、社会全体で自殺対策に取り組んでいく必要があります。

京都府では、「京都府自殺対策に関する条例」を2015年（平成27年）3月に制定（同年4月1日施行）し、また、2016年（平成28年）4月1日からは、自殺対策基本法の一部を改正する法律が施行され「誰もが自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていること」が法の目的規定に追加され、自殺に追い込まれるという危機は誰にでも起こり得るものであるという認識に立ち、京都府、関係団体、住民等オール京都体制で自殺対策を推進しています。

【取組の方向】

（総合的な自殺対策の推進）

京都府自殺対策に関する条例に基づき、悩みを抱えた人の孤立を防ぎ、全ての住民が地域社会の一員として共に生き、共に支え合う社会を実現するため、京都府や関係団体と連携して総合的かつ計画的に自殺対策を推進します。

（人材の確保、養成）

悩んでいる人に気付き、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守るゲートキーパーなど自殺の防止等に関する人材の確保、養成等に努めます。

（相談その他の支援の提供体制の充実）

自殺の原因となり得る問題に対する早期の相談、支援体制や自殺する危険性が高い人に対して適切な対処を行う体制の充実を京都府等に要望するとともに、自殺未遂者や自殺者の親族等に対する適切な支援を行うための取り組みを京都府や関係団体と連携して推進します。

（啓発の推進）

京都いのちの日（毎年3月1日）を初日とする3月の自殺対策強化月間及び人権フェスティバルにおいて住民の理解促進、自殺予防の啓発等を集中的に実施します。

なお、人権問題はこの範囲にとどまるものではありません。

ここで取りあげた人権問題のほかにも、台風や豪雨、地震などの際、高齢者や障害のある人、乳幼児など災害時要配慮者が被災する事態も発生しており、その避難対策は緊急の課題です。災害時要配慮者を安全に避難させ、避難生活を適切に支援できるよう、訓練の実施や人材の育成、福祉避難所の整備等の取組を推進する必要があります。

また、今後、社会情勢の変化や科学技術の発展に伴いさまざまな人権問題が顕在化することも想定されます。和束町としては、常にその状況に留意しながら、この計画を基本的指針として取組を推進します。

第４章　人権教育・啓発の推進

和束町においては、前章で掲げた同和問題などさまざまな人権問題について常に配慮するとともに、人権意識の高揚を図るためにこれまで実施してきた教育や啓発活動の中で積み上げられてきた成果も踏まえ、一人ひとりを大切にした取組を推進することとしています。

人権教育・啓発の推進にあたっては、第2章で定めた「人権教育・啓発の推進に関する基本方針」に基づき、住民それぞれが主体的な取組の中から、

① 人権を自分自身にかかわる具体的権利として理解することができる

② 自分の人権を大切にするのと同じように他人の人権も尊重するという認識のもとに、一人ひとりの人権について考えていくことができる

③ 人と自然の共生や、国家や世代の枠組みを超えて将来の世代も含めた人類すべての広がりの中で、人権をとらえることができる

こととなるよう、さまざまな機会や場を通じ、積極的かつ継続的に推進を図ります。

人権教育・啓発の手法については、法の下の平等、個人の尊重といった人権の普遍的な視点からのアプローチと、具体的な人権問題に即した個別的な視点からのアプローチを組み合わせ、親しみやすいテーマや分かりやすい表現を用いるなど創意工夫をこらして、地域の実情に即した取組を進めます。また、人権教育・啓発を通じて、人権に関する法律・制度等についての周知を図ります。

人権教育・啓発に触れる機会の少ない人に対しても、新聞、テレビ、ラジオ、インターネットなど多様な媒体を活用し、社会的な関心の高い具体的な事象を人権の視点から捉えることなどにより、人権教育・啓発に取り組みます。

なお、人権教育・啓発は、人々の心の在り方に密接にかかわる問題でもあることから、その自主性を尊重し、その内容はもちろん、実施の方法についても、人々の幅広い理解と共感を得られるものとなるように取り組みます。

１　あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進

(1) 保育園

【現状と課題】

保育園は、生涯にわたる人間形成の基礎を培う大切な場であることから、保育所保育指針※に基づき、家庭や地域社会と連携して、自立心やお互いを大切にする豊かな人間性を持った子どもの育成に取り組んでいます。

保育園においては、他の乳幼児とのかかわりの中で他人の存在に気付き相手を尊重する気持ちや思いやりを持つことなど人権尊重の精神の芽生えをはぐくむよう、遊びを中心とした生活を通して保育活動を推進しています。

また、すべての職員が、自ら豊かな人権意識を持ち実践することが必要であることから、人権問題についての知識や理解を深めるなど、研修を通して資質の向上を

図っています。
保育園では、家庭や地域社会と連携して、乳幼児が健全な心身の発達を図り、他の乳幼児とのかかわりの中で人権を大切にする心などをはぐくむ、豊かな人間性を持った子どもの育成が必要です。

【取組の方向】

今後とも、保育所保育指針に基づき、生活体験、心身の発達の過程等を考慮し、他の乳幼児とのかかわりの中で人権を大切にする心をはぐくむことができるよう、保育活動を推進します。
また、すべての職員に対する研修の充実を図り、人権問題や人権教育に関する認識の深化と指導力の向上に努めます。

(2) 学校

【現状と課題】

学校においては、「学習指導要領※」や「京都府教育振興プラン※」、「連合の教育の重点」等に基づき、家庭・地域社会との連携や校種間の連携のもとで、あらゆる教育活動を通して人権教育を推進しています。
府民調査では、効果的な人権啓発手法に役立つもの、人権が尊重される社会づくりに向けて必要な施策の両面において、学校における人権教育がもっとも重要視されているという結果になっています。
また、社会状況の急激な変化とともに、子どもを巡る人権上の課題が非常に多様化・複雑化していることを踏まえ、子どもの心理面や福祉面についての専門的知見を活かした支援やケアを受けて、新たな人権問題に適切に対応することが必要になっています。
これらのことを踏まえて、子どもが人権尊重の意識を高め、互いの個性や価値観の違いを認めて、自分を尊重し、他人を尊重する心をはぐくむとともに、自立的に社会に参画できるよう、今後も一人ひとりを大切にした教育を推進していくことが重要です。その際、同和教育の中で積み上げられてきた成果や手法への評価を踏まえその継承と発展を図るとともに、現代の社会経済状況や学校教育を巡る今日的状況を踏まえた人権教育の一層の充実を図る必要があります。
また、すべての教職員が人権尊重の理念について理解・体得するとともに、経験豊かな教職員が持つ蓄積の継承を通じて経験の浅い教職員も不安なく人権教育に取り組めることが重要です。さらに、児童生徒が学習したことが知的理解にとどまることなく、効果的に人権感覚を高めることにつながるとともに、同和問題などさまざまな人権問題を自分自身の課題としてとらえ、解決に向けて実践する技能や態度の育成と共有が必要です。

【取組の方向】

（就修学の保障と希望進路の実現）

一人ひとりを大切にした教育を推進するために、児童生徒の実態を的確に把握して、教育の実質的な機会均等や基礎学力の充実を図り、就修学の保障と希望進路の実現を進めるように学校の組織的な対応の充実を図ります。

また、教職員がスクールカウンセラーや「まなび・生活アドバイザー※」、関係機関等と協働して、子どもの人権を巡る実態に適切に対応できるように取り組みます。

（学習内容・指導方法）

新たな人権上の課題に対応した人権教育資料等を積極的に活用して、さまざまな人権問題に対する児童生徒の理解と認識を深めるとともに、小学校・中学校を見通した体系的な人権学習の一層の充実を図ります。

また、共生社会の実現や自分を尊重し他人を尊重する心をはぐくむことなどを目指して、主体的・協働的な学習や課題解決的な学習を取り入れるなど、時代の変化に的確に対応した学習内容や指導方法の一層の改善に努めます。

さらに、道徳教育や「法やルールに関する教育」、「いのちを考える教育」等と効果的に関連づけながら人権教育に取り組みます。

（主体的活動や体験活動の実施）

社会を構成する一員としての自覚を高め、人権尊重の社会づくりに参画する意欲と能力を高めるために、児童生徒自らが主体的に活動する機会を充実させます。

家庭や地域社会などとの連携を深め、社会性や豊かな人間性をはぐくみ、自己有用感を高めるために、児童生徒の多様な体験活動の機会の充実に取り組みます。

（教育環境の整備と研修の深化）

児童生徒が安心して楽しく学ぶことができる環境を整えるため、教科等の指導、生徒指導、学級経営など、その活動の全体を通じて、人権尊重の精神に立った学校づくりを推進します。また、いじめの未然防止・早期発見・早期対応や体罰根絶に向けた取組を徹底します。

人権教育を推進していくための認識の深化とさまざまな人権問題の解決に向けた実践力・指導力の向上を図るべく人権教育研修の充実に取り組みます。

(3) 地域社会

【現状と課題】

地域社会は、地域の人々が共に助け合いながらつながりを持つ場であり、さまざまな人々との交流を通じて、責任感や協調性を高めるとともに人権意識の高揚を図り、社会の構成員としての自立を促す大切な場です。また、子どもが身近な人々からの愛情や信頼、期待などを実感し、さまざまな経験を通して安心や自信、誇りや責任感をはぐくむ大切な場でもあります。

地域社会には、同和問題などさまざまな人権問題が存在し、また社会状況の急激

な変化に伴い、人権に関する新たな問題が顕在化してきています。そのような、地域社会の中で、あらゆる機会や場を通じて、自分と同じように他人も大切にするという態度や行動が自然に表れるような人権意識をしっかりと身に付けていくことが求められています。

地域社会において効果的な人権教育・啓発を推進するためには、地域の実情に応じた学習機会の提供が必要です。また、府民調査では、人権啓発に関する研修会やイベント等に参加したことがある人ほど、人権に関する意識が高くなっているということを踏まえて、地域における人権学習の機会を増やす必要があります。

また、生涯の各時期に応じてあらゆる機会や場を通じて充実した人権学習を進めるための学習教材の整備や、社会性や人間性を育んだり人権尊重の心を培う機会として多様な体験活動等の機会が必要です。

【取組の方向】

（学習機会の提供）

同和問題などさまざまな人権問題についての理解と認識を深めるため、地域の公民館や集会所、人権ふれあいセンターを拠点として、人権に関する多様な学習機会の提供を支援します。

（指導者の資質の向上）

社会状況の変化に伴うさまざまな人権問題についての理解と認識を深めるとともに、各地域における取組の交流等を通じて研修の内容・方法の工夫・改善を進めます。

（学習教材の作成・整備）

生涯の各時期に応じて、町内の各種団体における人権学習を充実させるため、人権問題に関する視聴覚ライブラリーの充実に努めるとともに、参加型学習を取り入れた学習資料の作成に取り組みます。

（多様な体験活動の実施）

学校教育との連携を図りつつ、児童・青少年の社会性や豊かな人間性をはぐくむため、ボランティア活動や自然体験活動をはじめとする多様な体験活動の機会の充実に努めます。

(4) 家庭

【現状と課題】

家庭は、子どもが豊かな情操や思いやり、生命を大切にする心、善悪の判断など人間形成の基礎をはぐくみ、社会性を育てる上で重要な役割を担う場です。

一方で、子どもの虐待や非行などの子どもを巡る問題、ドメスティック・バイオレンス、高齢者や障がいのある人への支援の不足など、家庭の問題は多様化・複雑化しています。また、身近な人から親が子育てを学ぶ機会の減少や、生活スタイルの都市化による地域とのつながりの希薄化など、家庭教育を支える環境を踏まえた

取組を推進する必要があります。

特に、少子化や核家族化が進む社会状況の中で、親の過保護・過干渉、あるいは育児不安、しつけに対する自信の喪失などが見られ、そのことが子どもの社会性を育てたり、自立を促す上で大きな妨げになっています。

また、子どもへの関わり方に悩み、孤立し、そのストレスから暴力や虐待に繋がるといった人権侵害に当たる事案が増加しています。

家庭において、親子ともに日常生活における人権感覚を培うため、学習活動の支援、サポート体制の充実、ネットワークづくりを図る取組等により家庭教育を支援する必要があります。また、地域や学校等さまざまな場を通じて学習したことが、日常生活において態度や行動に現れるような人権感覚を育むことが求められています。

【取組の方向】

（家庭支援や学習機会の充実）

子育てに不安や悩みを抱きながらも、身近に相談する相手がいない等の理由で孤立している保護者等が身近な場で交流や相談ができるよう、ネットワークづくりを推進します。

すべての教育の出発点である家庭教育の充実を図るため、その担い手である保護者自身が学ぶための学習機会の充実や情報の提供に取り組みます。

（相談事業、相談体制の充実）

子育てや家庭教育について、小中学校と連携した相談事業や体制の充実を図ります。

家庭内における暴力や虐待などの人権侵害の発生を未然に防ぐために、家庭問題に関する総合的な相談機関である京都府家庭支援総合センターをはじめ、児童相談所、民生児童委員等福祉関係機関との連携をより一層強め、相談活動機能の充実を図ります。

（関係職員の資質の向上）

これらの業務を担う関係機関職員などに対する研修の充実による資質の向上を図り、家庭教育を支援する機能の強化に努めます。

(5) 企業・職場

【現状と課題】

企業（企業により構成される団体を含む。）・職場は、その企業活動・営業活動や、それによって生み出される製品やコンテンツ（創作物の中身）等を通じ、住民生活に深くかかわるとともに、地域の雇用の場を確保する等、地域や社会の構成員として人権の尊重される社会の実現に向け、重要な役割を担っています。

和束町は、企業・職場に対する取組として、人権意識の高揚を図り、人権問題についての正しい理解と認識を深め、日常業務において常に人権に配慮し、その解決

に向けた取組が推進されることを目的として、企業・団体の役職員等を対象とした人権啓発の研修会等を行っているほか、公正な採用の推進を図るための啓発を行っています。

さらに、京都市、京都地方法務局などの行政機関と共に構成する京都人権啓発行政連絡協議会※においても、企業内の同和問題などさまざまな人権問題の解決を図るため、企業の役職員等に対する研修を実施するとともに、採用時や職場内の人権侵害を防止するため、企業内人権啓発推進員※の設置を推進しています。

また、企業・職場が実施する研修会等については、さまざまな人権問題をテーマとして手法も工夫しながら取組が推進され、関係団体を通じた効果的な人権啓発活動の実践に着実に成果を上げてきており、今後も一層の取組を続けていくことが重要です。

各企業においては、経済のグローバル化や高度情報化、地球環境保護など、社会経済情勢の急激な変化の中で、その社会的責任を自覚し、企業倫理を確立することが必要であることから、その確立に大きな役割を果たす人材の育成や企業活動の実施に伴い取り扱う個人情報の適正な収集、利用、管理のほか、我が国をはじめ、事業展開する世界各地の状況に応じた人権への配慮が必要です。

勤労者が人権について学ぶためには、企業・職場の理解と協力が不可欠であり、経営環境が厳しい中でも、雇用・労働条件※や労働安全衛生などが低下することのないよう配慮することが重要であり、企業や各職場内における学習しやすい環境や条件づくりの促進が期待されます。

企業は地域社会の構成員でもあり、人権の尊重が、社会からの信頼と企業の発展につながるといった認識が企業・職場内に定着していくことが必要です。

一方で、採用面接時に不適切な質問を行う事例が発生するなどしており、応募者の適性・能力のみを基準とした公正な採用選考を徹底していく必要があります。

【取組の方向】

各企業においては、それぞれの立場での人権教育・啓発が実施されており、今後とも、人権が尊重される明るい企業づくりや、就職の機会均等を確保するため、企業・職場が実施する人権研修等に対し、情報提供などの支援に努めます。

和束町においても、雇用・労働条件や労働安全衛生などの就労環境の整備、個人情報の適正な管理など、企業の社会的責任を果たす取組が推進されるよう、企業・団体の役職員等を対象とした人権啓発の研修会等を行います。

企業は地域社会の構成員でもあり、人権の尊重が、社会からの信頼と企業の発展につながるという認識を企業・職場内に定着させるためにも、職場内で人権が尊重されるよう、公正な採用選考についての啓発を推進します。

また、採用時や職場内での人権侵害を防止できるよう、企業内人権啓発推進員の設置を促すとともに、その資質の向上に努めることができるよう、研修や自主的な取組に対し、情報提供などの支援を行います。

２　人権に特に関係する職業従事者に対する研修等の推進

この計画の取組を推進するためには、あらゆる人を対象に人権教育・啓発を推進することが必要です。

とりわけ、この計画においては、人権に特に関係する職業従事者として、役場職員、教職員・社会教育関係者、医療関係者、保健福祉関係者等が、人権に配慮して業務を遂行できるよう、さまざまな研修を通じて人権教育・啓発を重点的に推進することとします。

(1) 役場職員

【現状と課題】

職員には、一人ひとりが確かな人権感覚を身に付け、常に人権尊重の視点に立って職務を遂行することが求められており、社会・経済情勢の急速な変化の中で顕在化・複雑化している人権に関するさまざまな課題を的確に捉え、これらについて、より広く、より深く認識し、その解決に向けて真しに取り組むことができる人権意識の高い人間性豊かな職員の育成を図ることが必要です。

職員については、人権尊重の理念やさまざまな人権問題の本質について十分に理解するとともに、その現状と課題について認識し、問題解決に積極的に取り組む姿勢を確立することを目標に職員研修を実施しています。

【取組の方向】

職員については、職務内容に応じた人権研修を一層推進すると同時に、より高い人権意識を目指すため、講義・講演方式に加え、自主的な参加意識を促すワークショップ方式等の研修を行います。

また、地域におけるさまざまな人権問題の解決に向けて積極的な役割を果たすことができる職員の育成に取り組みます。

さらに、各種の研修教材の整備及び情報の提供を行い、職場研修や自己啓発における積極的な活用を図ります。

(2) 教職員・社会教育関係者

【現状と課題】

学校における教育の担い手である教職員は、未来を担う子どもの人権を尊重して子どもの自己実現や幸福追求を効果的に支援するとともに、子どもの人権意識の高揚を図る上で重要な役割を果たします。そのため、教職員自らが豊かな人権感覚、高い人権意識を持つことや人権教育に関する指導力を向上させることが不可欠です。特に、いじめの未然防止・早期発見・早期対応や体罰根絶に向けた取組や教職員研修を徹底することが必要です。

また、教職員の大量退職・大量採用のもとで、教職経験の多少にかかわらず高い

人権意識をもった教職員を育成するために、同和教育の中で積み上げられてきた成果や手法への評価を踏まえ、その継承と発展を図るとともに、子どもの心理面や福祉面についての専門的知見も取り入れながら、人権教育に取り組むことが必要です。

地域社会における人権教育の担い手である社会教育関係者は、それぞれの地域における人権学習を積極的に推進していく指導者としての資質の向上を図ることが必要です。

さらに、社会状況の急速な変化とともに人権問題が多様化・複雑化する中で、教職員・社会教育関係者がそれらに適切に対応できるように、研修を深めることが必要です。

【取組の方向】

（教職員の資質向上）

各学校における教職員研修を日常的・系統的に推進するとともに、教職員の主体的な研修を促進し、府作成の人権関係資料を活用するなどして、人権教育を推進していくための認識の深化と同和問題などさまざまな人権問題の解決に向けた実践力・指導力の向上を図るべく人権教育研修の充実に努めます。

いじめの未然防止・早期発見・早期対応や体罰の根絶のために、個々の教職員の認識を深めるとともに、組織的に教育活動に取り組む意識の醸成を図ります。

また、教育機関等への派遣研修等により、人権教育推進の中核となる人材を養成します。

さらに、さまざまな人権問題の実態に適切に対応できるように、スクールカウンセラー・「まなび・生活アドバイザー」などの専門家との協働や専門家による研修などを通じて、教職員の力量を高め、資質の向上を図ります。

（社会教育関係者の資質向上）

社会状況の変化に伴うさまざまな人権問題についての理解と認識を深め、地域の実情に応じた人権教育を推進するために、指導者の資質の向上を図る研修の充実に努めます。

(3) 医療関係者

【現状と課題】

医療は、生命と健康に直接かかわるものであり、インフォームドコンセント（説明と同意）の徹底等により患者が納得して医療を受けることのできる環境の整備が必要です。

医療従事者には、医療に関する高度な専門的知識や技術はもとより、プライバシーへの配慮など患者の人権についての深い理解と認識のもと、患者本位の医療を提供することが求められています。

医師・歯科医師・薬剤師・看護師・理学療法士・作業療法士※等が所属する各医療関係団体において、人権意識の高揚に向けた取組が行われているほか、機会をとらえ人権に配慮した対応の必要性について啓発しています。

【取組の方向】

患者が安心して、安全で適切な医療を受けることができるようインフォームドコンセントの徹底や適切な患者の処遇等人権意識の一層の高揚を図るため、医療従事者を養成する学校や養成所、医師会等の医療関係団体における人権教育が推進されるよう講師派遣をするとともに、人権教育・啓発の充実について指導・要請を行うほか、京都府が実施する研修への参加も促していきます。

また、京都府医療安全支援センターにおいて、医療相談、医療相談事例の収集、分析及び情報提供等を行うとともに、患者や家族の人権に配慮した丁寧な対応を行うよう医療機関に指導を行う等、人権意識の高揚、充実を図っていきます。

(4) 保健福祉関係者

【現状と課題】

住民にとって身近な相談相手であり、子ども、高齢者、障害のある人等と接する機会の多い保育士や民生委員・児童委員※、保健師等の保健福祉関係者に対して、人権意識の高揚に向けた研修を行っています。

保健福祉関係者は、「人」から「人」にサービスを提供することが基本であることから、プライバシーの保護をはじめ、人権に対する深い理解と認識の上に、人権に配慮した対応が求められます。

【取組の方向】

社会福祉施設等における高齢者や障害のある人に対する虐待事案が発生していることも踏まえ、保健福祉関係者に対する人権研修の充実に努めるとともに、町内社会福祉法人従事職員に対する人権研修の充実を支援します。

3　指導者の養成

人権教育・啓発を効果的に推進するためには、住民の身近なところで、人権教育・啓発を推進していく人権問題に関する指導者が大きな役割を果たします。

今後とも、指導者研修に体験的、実践的手法を取り入れるなど創意工夫を図り、指導者の養成に努めるとともに、住民の身近なところで活躍する指導者に対する継続的な情報提供等を行い、その活動を支援します。

４　人権教育・啓発資料等の整備

人権教育・啓発を推進するためには、何よりも、効果的な学習教材や啓発資料等が必要です。

今後とも、これまで取り組まれてきた実践的な人権に関する学習活動の成果を踏まえて、対象者の発達の段階や知識、習熟度に応じた効果的な学習教材・啓発資料等の開発に取り組みます。

学習教材・啓発資料等の開発に当たっては、専門的な研究や、国際社会における成果の活用を図るほか、日常生活の中で当然のこととして受け入れてきた風習や世間体などの身近な問題を人権尊重の視点から具体的に取り上げ、これまで育まれてきた伝統や文化等を踏まえながら自分の課題として考えることを促したり、人権上大きな社会問題となった事例をタイミング良く取り上げ、興味や関心を呼び起こすなどの創意工夫を凝らします。

５　効果的な手法による人権教育・啓発の実施

人権教育・啓発は、生涯にわたり長期的に取り組むもので、幼児から高齢者まで幅広い年齢、さまざまな立場の人を対象とするものであることから、対象者の理解の程度に応じて、生涯学習の視点に立って、継続的に実施していくことが必要です。

人権教育については、早い時期から人権の大切さを学ぶことが重要であることから、発達の段階や地域の実情等に応じ、幼児期から家庭・学校・地域等社会のすべての領域において、学校教育と社会教育が相互の連携を図りながら推進していきます。

人権啓発については、対象となる住民の世代や関心度あるいは理解度に配慮し、身近な問題をテーマとして、新聞、テレビ、ラジオ、インターネット等のさまざまなメディアを積極的に活用していきます。

また、憲法週間※（５月１～７日）、人権強調月間※（８月）及び人権週間※（12月４～10日）に集中的かつ重点的な取組を行うほか、人権啓発イメージソング※の活用や各種イベント等により、人権尊重に関する社会的気運の醸成を図ります。

さらに、人権感覚や感性を体得するという観点から、対象者が主体的・能動的に参加できる手法(例えば各種コンクールやワークショップ※､各種の体験研修など)を積極的に取り入れ、住民が身近な問題として親しみの持てる内容となるよう工夫します。

６　調査・研究成果の活用

人権教育・啓発の推進に当たっては、最新の調査・研究の成果を踏まえていくことも重要であることから、世界的な視野で人権問題についての研究を行っている（公財）世界人権問題研究センターや大学等の調査･研究成果を活用し、質の高い、

最新の知識の普及に取り組みます。

今後の調査・研究については、人権の保障をめぐる国内外のさまざまな取組や人権に関する諸問題について、歴史的、社会的、総合的に究明することと併せて、人権尊重の理念を現実社会で実践していくための具体的な方法論を明らかにすることも重要になっており、（公財）世界人権問題研究センターや大学等の研究機関において、こうした面でも研究が推進されるよう、研究機関の独立性に配慮しながら要請していきます。

7　相談機関相互の連携・充実

「人権という普遍的文化」を構築するためには、住民が人権問題に直面した際に、府との連携のもとで、身近に相談でき、救済につながる仕組みが必要であるとともに、相談を通じて、実際に発生している状況を把握し、そうしたことも踏まえて人権教育・啓発を推進していくことが必要です。

和束町では、生活相談、法律相談、各種制度に関する相談など、さまざまな相談窓口を設け、住民からの相談に対応しています。人権に関する相談についても、各市町村の区域を越える問題などの発生時において、住民が適切なサービスを受けられる体制を整えるという観点から、人権にかかわるさまざまな相談機関等によるネットワークをさらに強化していきます。また、法務局等の国の機関、人権擁護委員※も対象とし、相談機関相互の連携強化や情報交換、相談技能の向上等を目的とした相談員研修会を実施することなどにより、各種相談窓口の充実を図り、人権救済が必要と考えられる場合には、京都地方法務局と連携して、より迅速・的確な対応を目指します。

また、人権問題が多様化・複雑化している中で、地域別の相談機関一覧を掲載したリーフレットをはじめ、新聞、テレビ、ラジオ、インターネットなどのさまざまなメディアを活用し、和束町及び関係する専門相談機関の一層の周知を図ります。

第５章　計画の推進

１　計画の推進体制

(1) 国、京都府、民間団体等との連携・協働

人権教育・啓発を総合的・効果的に推進するためには、国、京都府の公共団体のみならず、公的団体、企業、NPO等の民間団体等との連携が不可欠であり、それぞれの立場や実情等に応じた自主的、積極的な取組の展開を期待しつつ、行政と各実施主体とが対等なパートナーとして協働する関係の構築を目指します。

和束町では、28団体で構成する「人権教育推進協議会」などを通じて、行政機関と民間団体等が連携・協力し、さまざまな人権教育・啓発活動を展開しています。

さらにNPO等による住民の自発的な社会貢献活動は、地域社会を築いていく上で大きな役割を果たすものであることから、「京都府社会貢献活動の促進に関する条例※」の趣旨を踏まえ、NPO等が活動しやすい環境の整備に取り組むとともに、行政とNPO等が、それぞれの特性や役割に応じて協働していけるよう連携を推進します。

この計画を実現するためには、住民一人ひとりの理解と協力が必要不可欠であることから、この計画の趣旨が広く住民に浸透するよう、さまざまな機会をとらえ、積極的に周知を図るとともに、人権教育・啓発に関する施策等についての住民意識の把握に努めます。